

# 第 155 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 6 年 3 月 15 日（金）

15：30～16：17

場所：宮崎県庁 防災庁舎 7 階

防 74・75 号室

午後 3 時 30 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 155 回宮崎県都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち 11 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことを、まず御報告させていただきます。

本日御出席の委員の皆様の御紹介につきましては、委員名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきたいと存じます。なお、九州農政局農村振興部農村計画課課長・内田耕吉様におかれましては、所用のため急遽御欠席となりました。委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしております資料は、まず、会議次第、委員名簿、配席図でございます。次に、資料 1 として、各議案と報告事項のパワーポイントスライドの資料をお配りしております。また、本審議会の議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様にご送付させていただいております。最後に、参考資料といたしまして、関係資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。配付資料は以上となりますが、不足している資料はございませんでしょうか。

なお、青色のドッチファイル及び黄色のファイルは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 皆さん、こんにちは。3月ということで、年度末の忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今日は議事のほかに報告 2 件があるようです。この報告のほうにも忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○出口会長 それでは、座って進行させていただきます。

議事に入る前に、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきます。今回は、前田委員、黒岩委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

**○事務局** 都市計画課計画担当の古賀と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について御説明をさせていただきます。お手元の会議次第を御覧ください。

まず初めに、おわびをさせていただきたいと考えております。本日の議事でございますが、次第にありますとおり、議案4件、報告事項2件の計6件ございましたが、このうち、都市計画道路の変更に関する議案であります議案第3号と議案第4号につきまして、県内の未整備あるいは未改良となっております道路に関して、今後整備を進める際の幅員構成の考え方について改めて整理することとなりまして、計画変更の内容が今後変わる可能性がございますことから、今回の審議会への諮問を取り下げ、次回以降に改めて御審議をお願いしたいと考えております。したがって、本日の議事は、議案2件と報告事項2件の計4件とさせていただきますと考えております。会長、よろしいでしょうか。

**○出口会長** ただいま事務局から、議案の第3号と第4号につきましては、県全体でこれから道路計画の方針を整理するというので、今回は取り下げて、次回以降にまた審議をお願いしたいという説明がありました。委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第3号と第4号については、今回は審議なしとします。改めての議事の進め方について、事務局のほうから説明をお願いします。

**○事務局** ありがとうございます。それでは、議事の進め方について御説明いたします。

まず、議案第1号、第2号といたしまして、宮崎港に係る区域区分及び臨港地区の変更に関して、まとめて御説明をさせていただき、御審議をお願いいたします。次に、報告事項といたしまして、①「準都市計画区域の指定に関する検討について」、②「都市計画区域マスタープランの改定について」、それぞれ御説明をさせていただき、委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

**○出口会長** 委員の皆様、ただいまの事務局の説明のように、議案第1号と第2号は一緒に、それが終わった後、報告等に進みたいということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 ありがとうございます。

では、早速、議事に入りたいと思います。議案第1号と第2号につきまして、事務局のほうから一括して説明をよろしく願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の佐藤です。議案第1号「宮崎広域都市計画区域区分の変更」について御説明します。議案書は4ページから8ページになっておりますので、併せて御参照ください。

まず初めに、区域区分制度について御説明いたします。

区域区分は、いわゆる線引きのことで、都市計画法第7条に規定されており、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度です。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域、または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に公共施設などを整備し、市街化を図る区域であります。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であります。スライドに示す写真は、宮崎市花ヶ島町の航空写真であり、赤の点線で示されているものが区域区分の境界線となっております。右側が市街化区域で、左側が市街化調整区域に定められています。このように区域区分制度を活用することで、計画的な市街地への公共投資を図り、市街化調整区域では、乱開発を防ぐとともに、農地や郊外部の緑地等の保全を図っております。

それでは、本案件について概要を御説明します。スライドには、宮崎広域都市計画図の一部をお示ししております。今回の変更箇所は、宮崎市港東の一部で、宮崎港内の赤丸で示す箇所です。

ここで、都市計画区域マスタープランにおける宮崎港の位置づけについて御説明します。

都市計画区域マスタープランは県が策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す方針となります。

宮崎港は、目的に沿った土地利用を図るため、港湾計画に基づく整備の状況に応じて、市街化区域への編入と臨港地区の指定を行うと位置づけております。宮崎港は平成2年に埋立免許取得後、港湾計画に基づき、埋立工事が行われてまいりました。スライド左側に宮崎港の計画平面図の一部をお示ししておりますが、令和4年1月に第14岸壁の一部が竣工し、都市計画法に係る国との事前協議まで終えましたので、今回、市街化区域への編入と臨港地区の変更を行うものでございます。

スライドには、航空写真上に、現在の市街化区域をオレンジ着色、今回編入する区域を

赤着色、公有水面埋立ての未竣工区域を白の点線でお示ししています。編入面積は約 5.2 ヘクタールとなります。公有水面埋立法に基づき整備され、陸地となった埠頭用地で、今後、隣接地と一体的な土地利用が図られることとなります。なお、当該地は、市街化区域編入に伴い、宮崎市が隣接地と同様の用途地域である工業専用地域に定める予定としております。

議案第 1 号の説明は以上となります。

引き続き、議案第 2 号「宮崎広域都市計画 臨港地区の変更」について御説明します。議案書は 10 ページから 14 ページになっております。

まず初めに、臨港地区について御説明します。

臨港地区とは、都市計画法第 8 条に定める地域地区の一つで、港湾を管理・運営するために定める地区です。都市計画区域内の国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾は県が定めることとなっており、本県では重要港湾である細島港、宮崎港、油津港が該当します。そのほかの港は市・町が定めます。県内では、右の位置図に示すとおり、8 つの港において都市計画法に基づく臨港地区を定めています。

それでは、本案件について御説明します。

変更箇所は、議案第 1 号で御説明した市街化区域へ編入する区域と同じ箇所となります。公有水面埋立法に基づき整備された埠頭用地約 5.2 ヘクタールで、港湾施設として維持管理していくため、臨港地区に編入するものです。

最後に、審議事項ではございませんが、参考に今後の流れについて御説明します。

臨港地区は、都市計画法第 23 条第 4 項において、港湾管理者が申し出た港湾計画に基づき定めることとなっております。本日の都市計画審議会への諮問の後、宮崎市が用途地域の変更手続を予定しております。都市計画決定後は、港湾管理者である県が分区の指定手続を行います。分区とは、港湾法に定められており、臨港地区内に港湾管理者が指定する 10 種類の区域で、分区の目的に応じて構築物の建設等に制限がかかります。今回、臨港地区に編入する区域につきましては、港湾管理者により、旅客や一般貨物を取り扱わせることを目的とする商港区の指定を予定しております。

説明は以上となります。

**○出口会長** ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第 1 号及び第 2 号につきまして、質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

港湾の埋立地区に発生する都市計画上の変更でございます。非常に珍しいといえますか、

時間がかかる中で進行しているということです。

いかがでしょうか。御質問等ございませんでしょうか。

では、お諮りします。議案第1号及び議案第2号は原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第1号及び議案第2号は原案どおりといたします。

続きまして、2つの報告事項のまず第1番目の「準都市計画区域の指定に関する検討について」、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** 説明いたします。こちらは、第153回宮崎県都市計画審議会でご報告しました「準都市計画区域の指定に関する検討について」の中間報告となります。資料は、資料1の7ページから14ページになっております。必要に応じて御参照ください。

初めに、検討の進め方について御説明します。

準都市計画区域指定の検討に当たって立ち上げた専門委員会では、清武南インターチェンジ周辺の現状把握のための都市計画基礎調査の結果や、県の関係部局で構成する庁内検討会での他法令との調整の結果を踏まえ、各関係法令による規制状況や人口の動向、土地利用状況から、指定の必要性について御意見をいただいております。

専門委員会で説明しました内容について御報告いたします。

まず、準都市計画区域指定の検討範囲についてです。検討範囲は、周辺の都市計画区域の指定状況や、他のインターチェンジ周辺における開発動向を踏まえ、清武南インターチェンジから約2キロメートル圏内としております。

続きまして、国が示す都市計画運用指針について御説明します。

運用指針では、準都市計画区域の指定に関して、1つ目の丸に示す、道路等の整備状況など、自然的又は社会的条件から判断して、大規模な集客施設が立地する可能性がある区域については、農地を含め広く準都市計画区域を指定することが望ましいとされております。

また、2つ目の丸のとおり、広域の観点から、土地利用の整序又は環境の保全のために必要な範囲について適切に指定すべきであり、農地については、農業振興地域の整備に関する法律等による規制と相まって、土地利用の整序がより効果的に実現されることから、農用地区域内等に存する農地と重複して指定して差し支えないとされております。

ただし、①の人口集中地区からの距離、地形的条件、インフラの整備状況等を勘案して、

開発の可能性が極めて低いと考えられる区域や、②の他法令により土地利用の規制の実態に照らして、開発の可能性が極めて低いと考えられる区域は、準都市計画区域に含むべきでないとされております。②における区域とは、保安林、自然公園法に規定する国立公園、国定公園の特別地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域等をいいます。なお、森林、工場立地法により規制された土地については、準都市計画区域に含めないことが望ましいとされており、やむを得ず森林が含まれることになる場合には、担当部局と十分調整を行うことが望ましいとされております。

検討範囲内における関係法令の規制状況について御説明いたします。

規制状況については、県内部で組織する都市計画法運用庁内検討会において、スライドにお示しする関係各課に、国の運用指針に示された内容に沿って、検討範囲内での規制状況について確認依頼を行いました。該当する法令が、赤で示す自然公園法、森林法、工場立地法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法となります。

スライドには、庁内検討会にて確認した関係法令の規制状況をお示ししております。準都市計画区域検討範囲内には、黄着色の農用地区域、赤着色の公有林、青着色の国有林、黄土色に着色された保安林が含まれております。

次に、検討範囲内における各関係法令の規制内容について御説明します。

初めに、農用地区域について御説明します。

農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に規定されております。スライド右側に図をお示ししておりますが、農用地区域は、都道府県が指定する農業振興地域内において、市町村が農業上の利用を図るべき土地の区域として整備計画で設定するものとなります。農用地区域は、区域設定の目的から、原則として転用が禁止されており、建築物を建築するためには、①農用地区域からの除外、②農地法に基づく農地転用手続が必要となります。また、農用地区域外は農振白地地域となりますが、こちらについては、ⅠからⅢの農地の分類によって、農地転用の許可・不許可の基準が定められております。

次に、保安林、国有林、公有林について御説明します。こちらは森林法において規定されております。

まず、保安林についてです。保安林は、水を育み、土砂崩れなどの災害防止、美しい景観や休養の場を提供したりするための重要な森林となります。建築物を建築するためには保安林指定の解除が必要となりますが、公益上優先すべき理由以外の解除は困難となりま

す。

次に、国有林、公有林についてです。森林法において、国有林とは所有者が国であるもの、民有林とは国有林以外の森林と定められております。今回の指定検討範囲は、森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林であり、その場合、一時的な土砂の採掘、林地以外への転用などの土地の形質を変える行為は、開発許可が必要となります。

林地開発許可対象の行為として、太陽光発電設備の設置を目的としない場合には、開発面積が1ヘクタールを超えるもの、太陽光発電設備を目的とする場合には、開発面積が0.5ヘクタールを超えるものとなっております。

林地開発許可については、スライド左側に林野庁の資料をお示ししておりますが、申請が資料に示された要件を満たす場合には、許可しなければならないとされております。なお、開発行為の目的達成後には、地域森林計画の対象から除外される場合があり、その場合、開発許可を受けた土地に対する規制が外れるため、新たな建築物の建築など都市的土地利用がなされる可能性があります。

スライドは、令和4年度に撮影された航空写真に各規制区域を落としたものです。清武南インターチェンジ周辺は広く森林が広がっておりますが、清武南インターチェンジに至る道路沿線において、既に森林以外の土地利用が見られます。インターチェンジ左側にオレンジ色の点線で囲んだエリアについて拡大したものを次のスライドでお示します。

こちらが拡大したものです。県道清武南インター線の沿道では、林地開発許可を受け、土取場や太陽光発電設備の設置が見られます。先ほど御説明したとおり、林地開発の目的が達成された後の残地の活用について、都市的土地利用が懸念されますので、準都市計画区域を指定することで、無秩序な開発の抑制や環境の保全に一定の効果が期待できます。

続きまして、専門委員会でいただきました御意見について御説明します。

専門委員会では、インターチェンジ周辺は、地域経済、人・物の流れを変化させるため規制をかけるのは望ましいとの意見がありました。また、国の都市計画運用指針と検討範囲内の整合を取りまとめた表をスライドにお示ししておりますが、検討範囲内は森林が広がっており、国の方針では準都市計画区域に含めないことが望ましいとされているため、指定をする場合にはしっかりとした根拠と理由が必要であるとの御意見をいただきました。

専門委員会での御意見を基に、今後の方針について御説明します。

県としましては、検討範囲内に含まれる規制の中で、保安林については、規制の内容や運用指針に基づき、準都市計画区域に含めないものとします。林地開発後の残地の都市的



土地利用が懸念される森林や、重複して指定ができる農用地区域については、現在、都市計画基礎調査にて5つの項目について調査し、開発動向を分析中となりますので、調査の客観的な分析結果を加味し、関係法令を所管する部局と準都市計画区域に関する最終的な調整を行った上で、指定の要否及び指定する場合の具体的な指定範囲をお示ししたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。

上から4段目にお示しする庁内検討会は、4月と5月に開催を予定しており、都市計画基礎調査の分析結果と関係部局との最終的な調整の上、区域指定の要否の判断を行います。上から3段目にお示しする専門委員会は、6月頃の開催を予定しており、指定の要否の判断に対して御意見をいただきます。都市計画審議会への最終報告は、7月下旬開催予定の第156回都市計画審議会を予定しております。

説明は以上です。

**○出口会長** ありがとうございます。報告事項①の「準都市計画区域の指定に関する検討について」、中間報告をしていただきました。法律の複合した地域の検討ですので、いろいろな問題があるかと思えます。皆様方の忌憚のない御質問や御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○OA委員** スライド12の「専門委員会での意見」の一番上に書いてある、インターチェンジ周辺では、いろんなものの流れを変化させるので、規制をかけるのは望ましいというときの、この「規制」というのはどういう意味なのでしょう。

**○事務局** この御意見の全体の趣旨としては、今回、清武南インターチェンジが日南北郷インターとつながり、現在は日南東郷インターまでつながっていますが、将来的には、油津、串間、それから鹿児島県境、志布志のほうまでつながることを見据えたときに、高速道の有料・無料区間でいうと清武南インターから南が無料区間、要するに無料区間の入り口ということで、ユーザーから見ると非常に魅力的なエリアと。そんな中で、視点としては宅地化の話、それから無料区間の入り口ということで出入りが多くなるのではないかと。それを狙った商業系の立地といった可能性が高くなってくる。そういう経済の流れが変わってくる可能性があるということで、具体的にこういう規制という話ではないんですが、宅地化とか市街地化するようなことに対しての規制をしたほうがいいのではないかと聞いた御意見でした。

**○OA委員** 僕は逆かなと思ったんです。倉庫とか商業施設とか工場とかそんなものをイン

ターチェンジ付近に集約していく。だから、その「規制」というのがよく分からなかったんですが、今聞いてもちょっと逆のような気がします。

○事務局 説明の仕方が少し足りなかったんですが、都市計画区域内のインターチェンジを例に取りますと、私どもの都市計画区域マスタープランの中では、工業とか物流、流通の拠点として利用していくべきという位置づけをしております。清武南インターチェンジについても、工業とか物流、流通系のほうはある程度許容できるのではないかとということで、宮崎市さんともお話をしているところです。

一方で、既存の都市計画区域に近いエリアですので、例えば清武町であったり田野町であったり、一定の市街化が進んでいる土地利用がある中で、そこにまた新しく人が住むようなまとまった地域ができるのは望ましくないということもありますので、土地利用の誘導をする中で、大規模な集客ができるような商業施設といったものは抑制していったほうがいいのではないかとというのが、規制をしていくというところで考えているところです。

A 委員がおっしゃったように、物流とか工場という辺りは、インターチェンジということでそういった機能を持ったところでもありますので、そういう土地利用についてはある程度できるような内容で考えていくのかなと考えております。

○A 委員 ありがとうございます。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

○B 委員 半径2キロ以内ということで、清武南インターを中心に丸い円が描かれていると思いますが、準都市計画区域を定めるに当たり、この円の中で、ここが指定されますという割と限定的な地区を想定されているということでしょうか。2キロ圏内というのはあまりに広いので、これ全部となると相当な森林がなくなるのかなという懸念もありますが、その中で、例えば沿線上のこの範囲を限定的に考えていますということで今お話が進んでいると認識してよろしいでしょうか。

○事務局 今回は、まず指定するかどうかの検討をするという前提がありましたので、説明でも申し上げたように、このスライドでいくと、右上に宮崎広域都市計画区域、左側に田野都市計画区域があります。それ以外は都市計画法の網がかかっていないエリアで、森林法や農地法、農振法の適用がされているだけのエリアになっていると。状況を広く把握するために、検討の範囲といいますか、実際には都市計画基礎調査ということで、人口動向や開発の動向、土地利用の状況を分析する調査を並行してやっていますが、情報を得る範囲としては広く取っていきたいということで、隣接する都市計画区域までがある程度入

るところということで2キロを設定しております。

今、委員がおっしゃった、実際に指定をするとなったときのイメージですけれども、運用指針などでは、交通インフラや下水といった社会基盤がある程度整っているエリアに近いところの開発が入っていくと。特に今回はインターチェンジですので、接続する道路、この地図でいくと左上方向、右下方向に県道と市道がアクセスしておりますので、イメージとしてはこの道路沿線の一定の範囲かと。開発となれば、当然開発のための機械や人が入らないといけないので、まずは道路からのアクセス性の高いところが一つターゲットになると思っています。実際に指定するとなれば、ある程度土地の境界とか、あと、小字とって地区が分かれておりますので、そういったところも見ながら、道路から一定の範囲で指定の範囲を検討するのかなと考えております。

**○出口会長** ほかにいかがでしょうか。

では、私から。スライド10で、オレンジ色で囲んだソーラーパネルとか土を取るところとかありましたが、県道と書いているところから8時か9時の方向に灰色っぽいところが見えますが、そこは既に人工的なものが入っているんですか。

**○事務局** 申し訳ありません。詳細には確認していないんですが、県道のほうに看板が立っていたような気がするので、開発なのか、人工的な利用が入っていると思われます。

**○出口会長** 分かりました。こういうものがあれば、先ほど説明していただいたところと同じように、次に何か起こったときにそのまま開発が進むことも考えられますので、検討の中でまたチェックしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。C委員、宮崎県ではこの準都市計画は初めてだと思うので、ほかの事例とかでもしあれば御意見等をいただければと思います。

**○C委員** 準都市計画は、たしか福岡県ではかなり広範囲に指定した実績があったかと思います。新しくできたインター周辺とか、無秩序な開発につながっていくおそれがあるということで、ある程度土地利用をコントロールしていこうということで設けられた制度でございますので、そういったものを適切に利用しながら、周辺のインフラの整備状況なども加味しながら、土地利用のコントロールをされようということでございますので、その辺り、しっかりと検討を進めていただければいいのかなと思っています。以上です。

**○出口会長** ありがとうございます。ほかに御意見等ございませんでしょうか。

それでは、今日いただきました御意見も踏まえて、専門委員会において、引き続き、準都市計画区域の指定に関する調査・検討を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

ございます。

続きまして、報告事項②の「都市計画区域マスタープランの改定について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○事務局** 報告事項としまして、「都市計画区域マスタープランの改定について」、御説明します。資料は、資料1の15ページから18ページになっております。必要に応じて御参照ください。

まず初めに、「都市計画区域マスタープラン」について御説明いたします。

都市計画法第6条の2において、「都市計画区域については、都市計画に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする」とされております。この方針がいわゆる都市計画区域マスタープランであり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すものとなります。

国が示す都市計画運用指針では、都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、基本的な方向性を示すものとして定められるべきとされており、また、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備目標として示すことが望ましいとされております。

次に、本県の都市計画区域マスタープランの位置づけについて御説明します。スライドには、都市計画区域マスタープランとこれに関連する上位計画などを体系図でお示しています。

上位計画として、本県の県政運営の指針であります宮崎県総合計画がございます。この内容を踏まえ、県内各都市における都市計画、都市づくりを推進していくための基本的な考え方を、「宮崎県都市計画に関する基本方針」として定めております。この基本方針に基づき、県が都市計画区域マスタープランとして、都市計画の目標、区域区分の有無と定める方針、主要な都市計画の決定の方針を定めております。都市計画区域に定められる都市計画や市・町が定める都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとされております。

次に、都市計画区域マスタープランの策定範囲について御説明します。

県内には19の市町に、スライド右の図に赤で囲まれた18の都市計画区域が指定されていますが、日常生活などで一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、北から順に、東臼杵・西臼杵、児湯、西諸県、中部、北諸県、南那珂の6つの圏域に集約して、都市計画区域マスタープランを策定し、広域的な観点から都市計画の方針を示しております。

都市計画区域マスタープランの改定について御説明します。

表の上段に示すとおり、前回の改定は令和4年6月に行っております。その後、下段に示す令和2年の国勢調査を基準として、令和4年度に東白杵・西白杵、児湯、北諸島の3つの圏域の都市計画基礎調査を実施し、今年度は、中部、西諸島、南那珂の3つの圏域の都市計画基礎調査を実施しました。

都市計画基礎調査とは、都市計画法第6条第1項に定められた法定の調査であり、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査となります。令和4年度から令和5年度で各圏域の都市計画基礎調査が終了することから、結果を反映した都市計画区域マスタープランとするため、改定作業を開始したいと考えております。

次に、都市計画区域マスタープランの構成について御説明します。

本県の都市計画区域マスタープランは、第1章に基本的事項として、本県の目指すまちづくり、将来の都市構造、第2章に都市計画の目標として、圏域ごとのまちづくりの基本方向、地域ごとの市街地像、第3章に区域区分の決定の有無及び定める際の方針、第4章に主要な都市計画の決定方針として、土地利用や都市施設、自然環境、防災都市づくり等の方針についてお示ししております。

次に、検討の進め方について御説明します。

改定作業は、各市・町、県の出先機関及び県の関係部局で構成する庁内検討会、並びに専門委員会にて意見をいただきながら進めてまいります。専門委員会では、現在、準都市計画区域の指定の要否について御意見をいただいているところですが、引き続き、都市計画区域マスタープランの改定についても御意見を伺ってまいりたいと考えております。

最後に、改定スケジュール案を御説明いたします。

令和6年度に素案を作成し、第158回都市計画審議会におきまして、委員の皆様へ素案の御報告をさせていただきたいと考えております。令和7年度末の改定公表を目指して法定手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○**出口会長** ありがとうございます。都市計画区域マスタープランのこれからの改定に向けた作業について説明をいただきました。どの点からでも結構ですので、質問、御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

先ほど準都市計画がありましたけれども、中部圏域については、この項目も非常に重要

な事項になるということによろしいでしょうか。

○事務局 会長御指摘のとおり、今、中部圏域のマスタープランには、宮崎広域都市計画区域と田野都市計画区域、綾都市計画区域の3つの都市計画区域の方針をお示ししております。その中で、高速道路の開通とかそういうものが進んで土地利用が無秩序に進むところについては、準都市計画区域の指定を検討するというのが今の記載内容になっております。今回、具体的に準都市計画区域の指定の要否の検討はしているところですが、指定をしていくということになれば、中部圏域の中で、その準都市計画区域内の方向性、方針について新たに記載をしていくことになると考えております。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等いかがでしょうか。検討を始めますということでございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

では、ございませんようですので、先ほどの準都市計画等も、規制区域がかかった中で適切な土地利用を進めていく上で重要なことだと思えますし、また、国交省さんのほうでやっています高速道路のインターチェンジという次の担う重要なポイントがあるかと思えますので、検討のほどをよろしくお願いします。

では、私のほうはこれで本会の議事を終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。事務局のほうにお返しします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

最後になりますが、本日の審議会が今年度最後の開催となりますので、事務局を代表いたしまして、都市計画課長の黒木より皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

○黒木都市計画課長 都市計画課長の黒木でございます。出口会長をはじめ、委員の皆様には、年度末のお忙しい中、当審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年度は3回の審議会を開催し、本日御審議いただきました案件を含めて、合計5件の議案について御審議いただいたほか、準都市計画区域の指定に関する検討や、都市計画区域マスタープランの改定について御報告させていただき、それぞれ貴重な御意見をいただきました。

皆様からいただきました御意見につきましては、その趣旨を十分に踏まえまして、今後の都市計画行政に生かしてまいりたいと考えております。御協力いただきまして誠にありがとうございました。

来年度も、本県の都市計画行政におきまして、重要な案件の審議をお願いする予定としておりますので、引き続き、御指導、御協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆様のますますの御健勝と御発展を祈念しまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

**○事務局** それでは、以上をもちまして、第 155 回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 4 時 17 分閉会